

日露戦争における本土防衛

防衛研究所調査員

原 剛

はじめに

日露戦争百周年にあたり、日露戦争に関する数多くの研究が発表されたが、本土防衛に関するものは見当らない。また、日露戦争の作戦・戦闘に関する既刊の図書の中で、本土の防衛について書かれているのは、海軍軍令部編纂の『極秘明治三十七・八年海戦史』第四部のみである。参謀本部編纂の『明治三十七・八年日露戦史』は、全一〇巻合計約八千頁という大冊であるが、僅かに三頁だけ海岸防禦について記述しているに過ぎない。

日露戦争において、陸軍の大陸での作戦および海軍の海上作戦を、後顧の憂いなく実施して勝利することができたのは、本土防衛の準備が実施されていたことが大きな要因である。本稿は、日露戦争における陸海軍の本土防衛態勢の大要について述べるものである。

一、國土防衛体制の整備

西南戦争という国内的大危機を乗り切った明治政府は、国内の安定化とともに本来の対外防衛に力を入れることになったが、これに拍車をかけたのが、朝鮮をめぐる日本と清国の対立であり、朝鮮海峡をめぐるイギリスとロシアの対立であった。

陸軍は、海岸防禦取調委員⁽¹⁾を設置し全国的見地から防衛地点の調査研究を実施して、明治十三年に東京湾口の砲台建設に着手した。明治二十年には対馬・下関海峡、二十二年には紀淡海峡の砲台建設を開始し、日清戦争までに東京湾口・対馬・下関の砲台のほとんどが完成して守備についていた。

日清戦争後には、東京湾・対馬・下関・由良(紀淡海峡)要塞の砲台を増築するとともに、函館・舞鶴・鳴門・芸予・吳(後に広島湾と改称)・佐世保・長崎要塞を増設した。

また陸軍は、明治二十一年に、国内治安重視の鎮台制を対外防衛を重視した師団制に改め、諸兵種編合の部隊即ち野戦で独立して作戦できる部隊に編成し、日清戦争までに七個師団体制とし、日露戦争までにさらに六個師団増設して十三個師団体制を確立した。

このような要塞砲台の建設と兵力整備にともない、陸軍は、國土防衛のための「守勢作戦計画」と「要塞防禦計画」を策定していく。この國土防衛の計画は、日清戦争前は清国との、日清戦争後はロシアの脅威に対して策定されたもので、その大要是、國土の重要な地点に要塞砲台を建設して砲台の火力によって敵艦を撃破するという固定防禦と、敵の上陸地点に部隊を集中して上陸軍を撃破するという機動防禦を併用するものであつた。⁽³⁾

日本陸軍は、日清戦争前から大陸進攻を計画準備していたと云われるが、陸軍の計画したものから見る限り、この

説は成立しない。日露戦争までは守勢作戦計画であり、本土での防衛作戦計画であった。陸軍が大陸での作戦を研究しはじめたのは、明治三十三年以降であり、正式に大陸での作戦計画を策定したのは、日露戦争後である。⁽⁴⁾

一方海軍については、諸藩からの献納軍艦と外国からの購入軍艦によつて、國軍としての海軍を編成していくたが、國土防衛を考えた場合、理論的には強大な海軍を建設して日本近海の制海権を確保すれば、外國の侵略を防止することができるが、当時においてはこのような強大な海軍の建設は、財政的に不可能なことであり、さらには国内治安重視の見地から陸軍を優先整備せざるをえなかつたのである。

明治十六年から軍艦の計画的建造が開始されるとともに海岸防禦のため水雷（魚雷）による防禦態勢が整備されていった。日清戦争後、本格的な海軍拡張が進められ、いわゆる六・六艦隊が完成した。この海軍拡張は、外洋における艦隊決戦による制海権獲得を目的とするものであり、本土沿岸の防禦に必要な艦艇や施設の整備は次等なものとするものであつた。海軍の考えは、国防の第一線である海上の軍備が充実していれば、敵を一步も国土に踏み入れさせないことができるというものであつた。⁽⁵⁾

海軍は國土の防衛計画について、その作戦の特質上あまり重要視していないのである。陸軍の作戦は、地上での行動であるため一般に変化が少なく固定的であるのに対し、海軍の作戦は、海上での行動であるため変化しやすく流動的である。したがつて海軍は、計画を策定しても、戦時にはそのまま発動されることは少なく、その時の状況に応じて具体的行動を律していくという考えが強いのである。このため、平時から計画することについては、極めて消極的なのである。しかし、このような海軍の計画に対する考えは、外洋作戦中心の考え方であり、軍港防禦など比較的固定的な作戦には、この考えを適用できないのである。軍港防禦のための水雷敷設の位置・数量、側防砲台の位置、監視哨の位置、配置すべき水雷艇隊などは平時から計画し準備されていなければならないものである。事実海軍は、軍港防禦の計画は策定していたのである。

海軍が、国土防衛のための全海軍としての作戦計画を策定するのは、日露戦争以後のことである。⁽⁶⁾

一、日露戦争時の陸・海軍の沿岸監視態勢

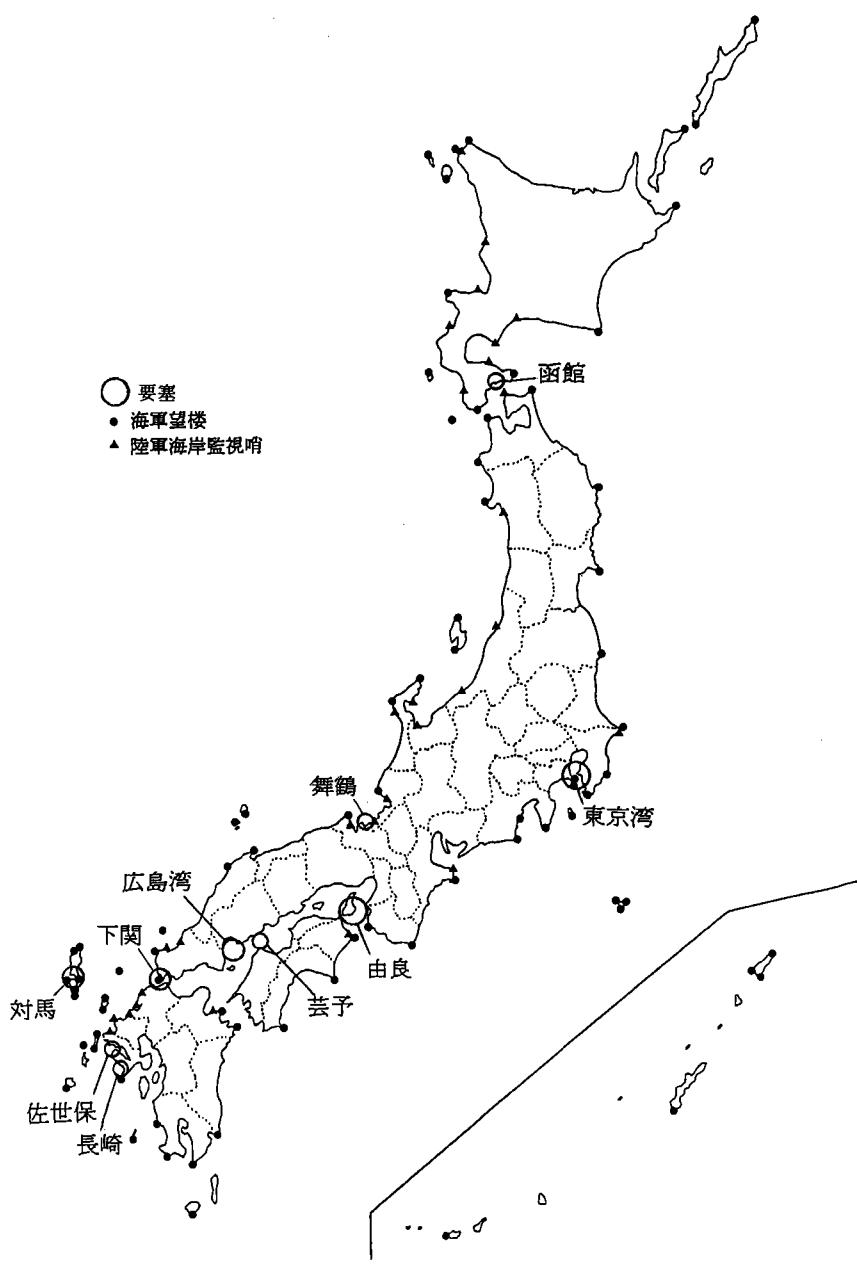
日露戦争において陸海軍が採った本土防衛策は、沿岸監視と要地の防備であった。全国沿岸の主要地点に、陸軍は海岸監視哨を、海軍は海軍望楼を設置し沿岸の監視にあたつた。主要防備地としての東京湾、函館・小樽港、紀淡・鳴門海峡、芸予海峡、呉軍港・広島湾、下関海峡、佐世保軍港・長崎港、対馬などに陸海軍はそれぞれ防備を実施した。

明治三十七年二月五日、ロシアとの国交断絶が電訓されるとともに、陸軍部隊の動員と要塞の動員が下令された。翌六日に、陸軍の海岸監視哨開設が下令され、各師管は直ちにその開設に着手して計画どおり次のごとく開設した。海岸監視哨は、佐尉官の哨長以下、下士官および兵の監視員七名と通信員二名を基準にして編成された。⁽⁷⁾

- ①第一師管 銚子、②第二師管 新潟・直江津、③第三師管 烏羽、④第五師管 萩・仙崎、⑤第七師管 稚内・留萌・小樽・寿都・江差・森湾・室蘭湾・苦小牧、⑥第八師管 大間崎・土崎、⑦第九師管 伏木・七尾湾・地頭・敦賀湾、⑧第十師管 小浜湾・宮津湾、⑨第十一師管 椿泊、⑩第十二師管 佐賀閘・津屋崎・福岡湾・船越・呼子湾・伊万里湾。

一方、海軍の望楼は、常設の望楼の他に、開戦に伴い逐次仮設の望楼が開設され、日露戦争中に開設されていた常設・仮設の望楼は、次のとおりである。これらの海軍望楼も、戦争終結後その大半が廃止された。⁽⁸⁾（図参照）

- 横須賀鎮守府 宗谷・艤作・龍飛・金華山・布良・長津呂・大王（以上常設）、他に仮設望楼二七個所
- 舞鶴鎮守府 弾崎・沢崎・遭崎・皆月・越前崎・経ヶ崎・西郷・美保関（常設）、他に仮設望楼四個所



吳 鎮守府

潮岬・日御崎・室戸・足摺・都井・鶴見・六連島・角島（常設）、他に仮設望楼二個所

佐世保鎮守府

壱岐崎・志自岐・大瀬・野母・天狗鼻・佐多・皆通（常設）、他に仮設望楼二個所

竹敷要港部

韓崎・神崎（常設）、他に仮設望楼四個所

陸軍の海岸監視哨は、日本海海戦においてロシアのバルチック艦隊が撃滅されたため、また、海軍望楼が完備したため、翌年六月呼子を残しその他の撤去するよう達せられた。

このような沿岸監視の他に、陸軍は海底電線揚陸点の警戒監視に当たった。当面陸軍で警戒監視できない次の海底電線揚陸点の警戒監視を警察に依頼した。⁽⁹⁾

①台湾九州間海底電線揚陸点

大隅国大浜・奄美大島與那可崎・沖縄県美里

八重山列島石垣島八重山

②壱岐海峡海底電線揚陸点

肥前国東松浦郡呼子・壱岐国郷ノ浦

陸軍大臣は二月十二日、第五・第六・第七・第八師団長に対し、それぞれ左記の海底電線揚陸点の監視警戒のため監視兵を派遣するよう命じた。⁽¹⁰⁾

①隱岐島海底電線揚陸点

・菱浦（島前）・西郷（島後）・本庄（島根半島）

②沖縄・鹿児島海底電線揚陸点

・大浜（大隅半島）・久慈（奄美大島）・美里（沖縄本島）

③津軽海峡海底電線揚陸点

・木古内・佐井（下北半島）・平館・今別（津軽半島）

その後、第二師団管内の佐渡・新潟海底電線揚陸点である赤泊と野積にも監視警戒兵が派遣され、先に警察に依頼していた壱岐・呼子の警戒監視も第十二師団の兵隊が派遣されることになった。これらの海底電線揚陸点の監視警戒兵も、戦争終決後の明治三十八年十月二十日の撤去命令により全て撤去された。⁽¹¹⁾

三、陸軍の要地防備

前述したように二月五日、要塞の動員が下令されたが、動員が下令された要塞は、函館・対馬・佐世保・長崎・澎湖島の各要塞である。これらの要塞は、最もロシア艦隊の脅威を受ける恐れがあつた。ロシア艦隊の接近の恐れがある東京湾・由良・広島湾・舞鶴・下関・基隆要塞には、警急配備が下令された。芸予要塞は、瀬戸内海にあつてロシア艦隊接近の恐れもないため、動員も警急配備も下令されなかつた。⁽¹²⁾

要塞の動員は、年度要塞防禦計画訓令により定められており、動員が下令されると計画に従い戦備に就くのである。

動員下令により函館・対馬・澎湖島要塞は、本戦備に就き、その他の要塞は、準戦備に就く計画であつたので、動員下令とともに戦備に就いた。

要塞の動員とは、防禦戦闘に必要な人馬・弾薬・資材を充足し防禦戦闘ができる態勢に移すことで、「本戦備」とは、敵の本格的攻撃に対する戦備であり、「準戦備」とは、敵の艦隊の攻撃に対する戦備であり、「警急配備」とは、要塞動員の暇がなく迅速に応急的配備を採ることである。⁽¹³⁾

本戦備・準戦備・警急配備を下令された各要塞には、明治三十七年度要塞防禦計画訓令により、本属の要塞砲兵部隊の他、以下のような部隊が増援されたのである。⁽¹⁴⁾

- | | | |
|---------|----------|------------------------|
| 〔本戦備要塞〕 | ・函館要塞 | 後備歩兵一個聯隊と一個大隊、後備工兵一個中隊 |
| 〔準戦備要塞〕 | ・佐世保要塞 | 後備歩兵二個聯隊、後備工兵一個中隊 |
| ・長崎要塞 | 後備歩兵二個中隊 | |

〔警急配備要塞〕

・東京湾要塞

歩兵一個大隊、騎兵一個小隊、工兵二個小隊

・由良要塞

歩兵一個大隊と一個中隊、工兵二小隊

・舞鶴要塞

歩兵一個大隊、工兵一個小隊

・下関要塞

歩兵一個大隊、工兵二個小隊

これより先、日露關係が緊迫してきた折の明治三十六年十二月三十一日、陸軍大臣は第七師團長と第十二師團長に対し、それぞれ函館要塞と対馬要塞の海正面第一線の砲台の射撃準備を内達し、更に翌三十七年一月五日、第一師團長に対し東京湾要塞、第四師團長に対し由良要塞、第五師團長に対し広島湾・芸予要塞、第十師團長に対し舞鶴要塞、第十二師團長に対し下関・長崎・佐世保要塞、台灣總督に対し基隆・澎湖島要塞の海正面第一線砲台の射撃準備を内達した。これを受けて各要塞は、それぞれ射撃準備を完了し、各師團長はその旨陸軍大臣に報告した。⁽¹⁵⁾

二月四日海軍は、聯合艦隊司令長官・佐世保鎮守府司令長官および竹敷要港部司令官に対し、露國艦隊が近づき敵意を表すると認められる時はこれを撃破すべしと命令したのに伴い、陸軍も二月六日、露國の軍艦が要塞の射程に入れる時は射撃してよいと各師團長に内命した。各要塞が射撃準備した砲台の状況は、表1のとおりである。⁽¹⁶⁾

東京湾は、湾内に首都東京および横須賀軍港があるため、陸海軍とも最も防備を重視した地区であつたが、湾内で侵入の恐れはないとの判断で、横須賀軍港を直接防護する砲台は配備につかず、観音崎～富津元州地区を重点に配備についた。

その後、旅順要塞攻撃のため、二八粍榴弾砲が旅順に移送されることになり、横須賀軍港直接防護用の箱崎砲台から八門と米ヶ浜砲台から六門が撤去され、芸予要塞の大久野島中部砲台の二門・来島中部砲台の二門とともに、合計一八門の二八粍榴弾砲が旅順攻撃中の第三軍に送付された。⁽¹⁷⁾

バルチック艦隊の来航に備え、津軽海峡の防禦を強化するため、海軍は海峡に水雷の敷設準備を進め、陸軍は海峡

表 1 要塞砲台射撃準備状況

要塞名	射撃準備砲台
函館	御殿山第一・御殿山第二・千疊敷・立待
東京湾	猿島・第一海堡・富津元州・走水高・花立台・三軒家・觀音崎第二・觀音崎第三・千代ヶ崎
舞鶴	葦谷・浦入・金岬・楓山
由良	深山第一・深山第二・友ヶ島第一・友ヶ島第二・友ヶ島第三・友ヶ島第四・虎島・生石山第一・生石山第二・生石山第三・生石山第四・生石山第五・成山第一・成山第二・高崎・柿ヶ原・笛山・行者ヶ岳・門崎
芸予	大久野島北部・大久野島中部・大久野島南部・来島北部・来島中部
広島湾	休石・早瀬第二・大君・三高山・鶴原山・岸根・大那沙美島・鷹ノ巣低・鷹ノ巣高・室浜
下関	火ノ山第一・金比羅山・老ノ山・筋山
長崎	神ノ島高・神ノ島低・蔭ノ尾
佐世保	丸出山・小首・高後崎・面高
対馬	四十八谷・大平・大平高・芋崎・城山・折瀬鼻・姫神山・根緒・上見坂

東口の大間崎と戸井崎および西口の龍飛崎と白神崎に、砲台の建設を開始したが、工事途中でバルチック艦隊が撃滅され工事は中止になった。⁽¹⁸⁾

対馬は、朝鮮海峡と対馬海峡の中央に位置し、国防の第一線であるとともに、海峡地域を制するための艦隊の根拠地としても重要であり、特に対馬の中央にある浅海湾は、艦隊の停泊地として最適であった。このため湾内に砲台が築かれていたが、湾口には築かれてていなかつた。開戦後、湾口の防備を強化するため、九月に同湾入口の郷山・櫻

岳・多功崎に砲台の建設が開始されたが、完成したのは戦争終結後であつた。⁽¹⁹⁾

陸軍はこの他に、伊勢神宮防護のため歩兵一個中隊を派遣した。明治三十七年一月十四日、陸軍大臣は動員下命と同時に、伊勢神宮の防護のため歩兵一個中隊を山田に派遣するよう第三師団長に内訓した。二月五日動員が下令され、翌六日第三師団長は、歩兵第三十三聯隊の一個中隊を山田に派遣した。三月六日第三師団が動員され出征することになつたので、同月九日近衛後備歩兵聯隊の一個中隊が交代して伊勢神宮の防護にあたり、講和条約調印後の十月十日までその任に就いていた。⁽²⁰⁾

また、開戦直後の二月十一日、ウラジオ艦隊が津軽海峡西方地域に現われ、その報が伝わるや函館・小樽・室蘭などの港湾は人心不穏な情勢になり、陸軍大臣は十二日、第七師団長に対し、函館に歩兵一個大隊、小樽に歩兵二個中隊、室蘭に歩兵一個中隊を派遣し、それぞれ守備に任ずるよう命じた。第七師団長は、直ちに歩兵第二十八聯隊を函館に、歩兵二十五聯隊を小樽に、歩兵第二十六聯隊を室蘭に派遣した。⁽²¹⁾

函館守備の歩兵第二十八聯隊第二大隊は、十三日午後五時函館に到着した。当時函館市内は、露艦来るの報でパニック状態であり、この歩兵部隊到着で、市民は一安心し逐次平静を取り戻していった。その後、要塞防禦計画に基づき後備歩兵第五聯隊（青森）と後備歩兵第三十一聯隊第二大隊（弘前）が、二十八歩兵聯隊と交代して守備についた。⁽²²⁾

四、海軍の要地防備

海軍は、前述したように常設の海軍望楼の他に逐次仮設の海軍望楼を増設し、露国艦隊に対する沿岸監視体制を整えていくとともに、各鎮守府（要港部）ごと、管内軍港などの要地の防備態勢を整えていった。防備の手段は、水雷（機雷）敷設、水雷艇隊の配備、臨時砲台の設置、警備艦の配備などである。

これら防備の実施状況は、表2のとおりである。⁽²³⁾

この防備実施状況からも分かるように、軍港の横須賀・舞鶴・佐世保および対馬・函館などが重視されていたのである。

表2 海軍の軍港などの防備実施状況

対馬	長崎	佐世保	佐賀関	下関	吳	由良	舞鶴	大湊	函館	小樽	横須賀	要地	
												着手	水雷敷設
二、四	二、二一	二、四	—	—	—	—	—	二、一三	二、一〇	二、九	二、四	着手	完了
三、八	三、一	二、一三	—	—	—	—	—	二、二三	二、二二	二、一二	二、一五	着手	敷設数
一四三	五七	六七	—	準備	準備	準備	準備	六二	一〇五	擬製二三	三九	着手	敷設数
二個艇隊	—	二個艇隊	一個艇隊	一個艇隊	一個艇隊	一個艇隊	一個艇隊	一個艇隊	—	二個艇隊	二個艇隊	着手	敷設数
二七	四	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	着手	敷設数
	葛城			大和		天龍	比叡		高雄		天城	着手	敷設数

五、防禦海面の設定

日露開戦直前の明治三十七年一月二十二日、國土防衛のため、國土の重要な沿岸海面を防禦海面に指定して船舶の通行を制限または禁止できるという「防禦海面令」(勅令第一一号)が制定され、翌二十三日公布された。その要旨は次のとおりである。

① 海軍大臣は、戦時または事変に際し、区域を限つて防禦海面を指定することができ、その指定および解除は告示による(第一条)。

② 緊急の場合は鎮守府司令長官、要港部司令官が指定することができる(第二条)。

③ 防禦海面においては、日没から日の出まで、陸海軍以外の船舶は出入りおよび通航を禁止する(第三条)。

④ 防禦海面に属する軍港および要港の区域内には、陸海軍以外の船舶の出入りおよび通航を禁止する(第四条)。

⑤ 防禦海面を出入りもしくは通航または停泊する船舶は、一切の行動について所管鎮守府司令長官、要港部司令官の指示に従う(第五条)。

⑥ 本令または本令に基づく命令に違背した船舶は、防禦海面外に退去を命ずる。退去命令に従わない場合は必要により兵力を用いることができる(第八条)。

この防禦海面令に基づいて、戦時に指定された防禦海面は、表3のとおりである。⁽²⁴⁾ この防禦海面は、その後国際的に認知された防衛水域に当たるもので、いわば世界の先駆けになつたものである。なお防禦海面は、全て領海三海里以内の区域であった。

表3 防禦海面の指定および解除

		防禦海面	指定年月日		指定告示		解除年月日		解除告示
東京湾口		三七、二、一〇		一号	三八、一〇、一九		三〇号		
函館湾		二、一〇		二号	同四、一八		二八号		一四号
小樽湾		同二、一〇		三号	同一〇、一八		三一号		
佐世保軍港		同二、一〇		四号	同一〇、一九				
竹敷要港		同二、一〇	五号	同一〇、二〇		三四号			
舞鶴軍港		同二、一〇	六号	同一〇、二六		三六号			
長崎湾口		同二、一三	九号	同一〇、一九		三三号			
豆酸湾		同二、一四	*	同一〇、二〇					
紀淡海峡		同二、一七	一一号	三七、四、一三	*				
馬公要港		同三、七	一二号	三八、四、一五					
基隆		一二、二三	一二号	一八号					
澎湖列島		三八、四、一五	一九号	一〇号					
奄美大島		同四、一五	二二号	三五号					
沖繩島		一三号	一九号						
津軽海峡		同四、一八	三三号						
		一四号							
		同一〇、一九							
		三三号							

* 竹敷要港部司令官が指定・解除した。

おわりに

以上のように、本土守備部隊は、それぞれ懸命に防禦準備をしたが、戦うことなく戦争は終結した。防禦準備を整えることによつて本土防衛任務を全うしたのである。開戦後の七月、ウラジオ艦隊が津軽海峡を通過して房総半島・伊豆半島沖を遊弋し輸送船など数隻を撃沈などしたが、東京湾には侵入しなかつた。東京湾の要塞砲台および水雷艇の攻撃や布設水雷を恐れたのである。もしウラジオ艦隊が、東京湾に侵入し、東京・横浜などを砲撃していたならば、日本国内は大パニックに陥り、陸軍の大陸での作戦や海軍のバルチック艦隊迎撃作戦に大きな影響を及ぼしたであろう。このように本土の防衛態勢は、十分な抑止力を發揮していたと云えるのである。

日露戦争後、日本は日露戦争の結果獲得した大陸での利権と南方に発展しつつある民力の発展を擁護し拡張するといふ国防方針を定め、このため陸海軍は、大陸および海洋での攻勢作戦によつて国防を全うすることに決した。これまでの国土での防衛を中心とした守勢作戦から外征による攻勢作戦に転換したのである。その結果、国土での防衛は次等視あるいは軽視されていった。その背景には、ロシア海軍が壊滅し、さらには日英同盟の関係から、東洋において絶対的優勢となつた日本海軍をもつて、隨時攻勢をとるための戦力を輸送できる態勢になつたことが大きく影響したのである。

注

- (1) 全国海岸の防禦すべき要地および砲台の位置などを調査選定する機関として明治十一年に参謀局に設置され参謀本部創設後は参謀本部の所管となつた。
- (2) 原剛『明治期國土防衛史』(錦正社、二〇〇二年)第二章一項。

(3) 同右、第二章四項。

(4) 參謀本部編『明治三十七・八年秘密日露戰史』第一（巖南堂、一九七七年復刻）七九一八二頁。

(5) 佐藤鉄太郎『帝國國防論』（非売品、一九〇二年）。

(6) 防衛研究所戰史室編『戰史叢書大本營海軍部聯合艦隊（1）』（朝雲新聞社、一九七五年）一二二五頁。

(7) 「海岸監視哨勤務令」（陸軍省「密大日記」明治三十年七月十二月、防衛研究所藏）。

(8) 海軍省編『海軍制度沿革』卷三（1）（原書房、一九七一年復刻）六九七一七〇〇頁。

(9) 陸軍省「滿密大日記」明治三十七年一月（防衛研究所藏）。

(10) 陸軍省編刊『明治三十七・八年戰役陸軍政史』第二卷（一九〇七年）一一〇一一一二一頁。

(11) 同右、一五八頁。

(12) 前掲『明治三十七・八年秘密日露戰史』第二、二頁。

(13) 「要塞防禦教令草案」（陸軍省「密受委領編冊」明治三十五年七月十二月、防衛研究所藏）一一一四頁。

(14) 「明治三十七年度要塞防禦計劃訓令」（陸軍省「軍事機密文書編冊」明治三十六年、防衛研究所藏）。

(15) 「要塞備砲射擊準備二閱シ第七（第十二）師團長へ電報内達ノ件」（陸軍省「軍事機密大日記」第一号、明治三十七年、防衛研究所藏）。

「各要塞射擊準備ノ件」（前掲「滿密大日記」明治三十七年三月）。

(16) 同右「各要塞射擊準備ノ件」。

「函館要塞戰時報告」第一号（前掲「滿密大日記」明治三十八年五月六月）。

「要塞諸部隊動員完結ノ件」（前掲「滿密大日記」明治三十七年二月）。

(17) 陸軍省編『明治天皇御伝記史料明治軍事史』下（原書房、一九六六年）一四〇九一四一〇頁。

(18) 「津輕海峽防禦ノ為砲台築設ノ件」（前掲「滿密大日記」明治三十八年六七月）。

(19) 陸軍築城部本部編『現代本邦築城史』第二部第二卷對馬要塞築城史の年表。

(20) 前掲『明治三十七・八年戰役陸軍政史』第二卷、一二〇、一五七頁。

- (21) 同右、第二卷、一二一頁。
- (22) 第七師団「第七師団歴史」第一号の一（防衛研究所蔵）。
- (23) 歩兵第二十八聯隊編刊『歩兵第二十八聯隊史』（一九三三年）三四頁。
- (24) 大村斎「非常時における混乱に思う」（偕行社『偕行』一九五六六年七月）。
- (25) 海軍軍令部編刊『極秘明治三十七・八年海戦史』第四部卷一・卷二の各軍港などの防備をもとに作成。
- (26) 同右、第九部卷一、一九四一〇六頁。
- (27) 前掲『海軍制度沿革』卷一五、八五頁。